

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

青森市議会委員会条例（平成十七年青森市条例第二百三十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第四号中「福祉部」の下に「、こども未来部」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の青森市議会委員会条例第二条に規定する常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されている者は、この条例による改正後の青森市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第二条に規定する常任委員会の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、旧委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会に付託されている事件は、改正後の条例第二条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。



提案理由

青森市事務分掌条例の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

青森市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

青森市議会の個人情報の保護に関する条例（令和五年青森市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「。以下」を「。第二十条において」に改め、同条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項の下欄中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第二十七条第二項中「この章において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この章において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。